

## 新監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成27年7月27日

新潟市監査委員	貝瀬	壽夫
同	宮本	裕将
同	水澤	仁
同	小泉	仲之

# 監査結果の報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項及び7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 2 監査の目的

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上とともに、経費削減等を図ることを目的としている。今回、公の施設の管理が指定管理者制度の目的を達成するために、事務の執行が適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。

## 3 監査の対象

監査の対象については、以下より抽出した指定管理施設に係る指定管理者及び所管課の平成25年度の事務事業とした。ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

- ・ 指定管理数が多い、文化施設及びスポーツ施設から抽出する。
- ・ 指定管理者については新潟市の外郭団体法人と民間法人とし、そのうち1者は非公募のものとする。
- ・ 上記の2つの条件を踏まえ、指定管理料が比較的高額な施設を抽出する。

施 設	指定管理者	所管課
秋葉区文化会館	トールツリーグループ (株)ケイミックス (代表団体) テルウェル東日本(株)	秋葉区地域課
北区文化会館	NKS・ハピスカとよさか・コンベンションリン ケージ共同事業体 (株)NKSコーポレーション (代表団体) (株)総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか (株)コンベンションリンケージ	北区地域課
新潟市歴史博物館 旧新潟税関庁舎	(公財)新潟市芸術文化振興財団	歴史文化課
江南区体育施設 亀田総合体育館 亀田運動広場 かわね公園多目的 グラウンド	新潟市開発公社・愛宕商事共同事業体 (公財)新潟市開発公社 (代表団体) 愛宕商事(株)	江南区地域課
秋葉区体育施設 秋葉区総合体育館 新津武道場	あきはKCKライフパートナーズ (株)コナミススポーツ&ライフ (代表団体) 中央管財(株) (株)関越サービス	秋葉区地域課

※ 施設の概要については 22 ページ以降に掲載

#### 4 監査の実施期間

平成26年6月17日から平成27年6月30日まで

#### 5 監査の着眼点

##### (1) 指定管理者

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- ウ 施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- エ 施設の管理に係る出納関係帳簿、領収書類の整備・保存は適切に行われているか。
- オ 事業報告書は不備なく網羅的に作成・提出されているか。
- カ 利用促進，経費節減，安全管理のための努力はなされているか。
- キ 施設管理に係る管理規程，経理規程等の諸規程は整備されているか。

##### (2) 所管課

- ア 指定管理者の指定は適正かつ公平に行われているか。
- イ 指定管理に関する協定等の締結は適切に行われているか。
- ウ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- エ 施設管理に関する経費の算定，支出等は適正に行われているか。
- オ 事業の履行確認は事業報告書により適切になされているか。
- カ 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- キ 指定管理者の努力に対するインセンティブは働いているか。

(3) 重点的項目

上記の着眼点を踏まえ、次の項目に重点を置き、監査の結果をまとめた。

項目 着眼点	(1) 施設 の利用 促進	(2) 運 営 上のイン セン ティブ	(3) 経 費 の削減	(4) 労 務 管 理	(5) 会 計 処 理 報 告	(6) 関 係 法 令 等 に 基 づ く 履 行	(7) 施 設 の 維 持 管 理
有効性及び効率性	○	○	○	○			
収支報告の信頼性					○		
法令等の遵守						○	
資産の保全							○

6 監査の方法

業務責任者等への質問，管理運営体制に係る書類の閲覧，対象施設における有価物管理状況の視察，対象施設の資産及び備品管理状況の視察，収支報告書の趨勢分析，出納関係の帳簿及び証憑書類の閲覧等を実施した。

7 監査の結果

【第1表】各施設の平成26年度3月期決算

(単位 千円)

区 分	秋葉区文化会館	北区文化会館	歴史博物館	江南区体育施設	秋葉区体育施設	
開設時期	H25.9.21	H22.3.19	H16.3.27	H8.4.27	H25.10.14	
指定管理 事業	収入合計	64,246	92,000	195,236	249,784	37,800
	指定管理料	64,192	91,550	194,267	249,784	37,800
	その他収入	54	450	969	0	0
	支出合計	50,843	76,754	195,236	249,784	36,485
	収支差額	13,403	15,246	0	0	1,315
自主 事業	収入	5,146	12,474	565	23,916	2,587
	支出	11,802	24,734	660	17,241	1,689
	収支差額	▲ 6,656	▲ 12,260	▲ 95	6,675	898
連結 収支	収入合計	69,392	104,474	195,801	273,700	40,387
	支出合計	62,645	101,488	195,896	267,025	38,174
	連結収支差額	6,747	2,986	▲ 95	6,675	2,213
減価償却費	70,671	53,219	70,629	137,919	46,117	
市使用料収入	5,800	8,501	8,564	68,454	7,407	
利用者数(人)	39,160	72,680	106,799	556,563	51,339	
市収入/指定管理料(%)	9.0%	9.3%	4.4%	27.4%	19.6%	
市追加コスト円/人	3,296	1,875	2,400	574	1,490	

(1) 施設の利用促進

ア 数値分析から見た利用促進状況について

(ア) 利用促進状況については以下の指標を用いた。

a 「指定管理料に対する市使用料収入の割合」

市に収入される施設使用料等（以下「市使用料収入」という）を指定管理料で除した値であり，数値が大きいほど施設の利用が促進され，市への収入も大きいことを示している。

b 「利用者一人当たりの市の追加コスト」

指定管理料から市使用料収入を減じた純支出額（市の実質支出額）に，施設（建物及び建物附属設備）の減価償却費を加えた値を利用者数で除した数値であり，施設利用者数が多くなるほど数値が低くなることを示している。

(イ) 文化施設及び歴史博物館（第1表）（第2表）（第1図）

a 指定管理料に対する市使用料収入の割合は，文化施設が9%台，歴史博物館は4%台となっている。なお，歴史博物館の割合が低いのは市使用料収入のうち主なものが観覧料であり，他の文化施設と比較すると施設の使用料金の単価が低いためである。

b 利用者一人当たりの市の追加コストは，歴史博物館で利用者の増加により，平成25年度に増加がみられたものの，利用者の増加により数値は逡減している。

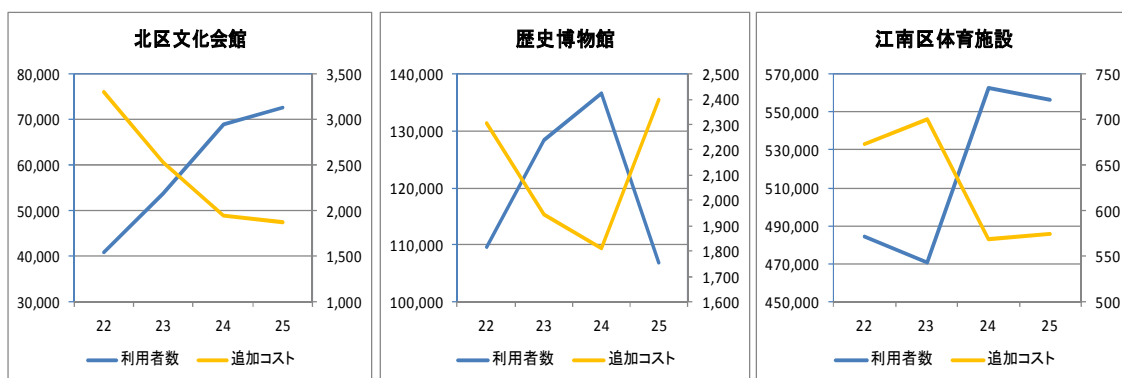
なお，秋葉区文化会館は平成25年度開設であり，空調設備等の建物附属設備を建物本体と区分した上で，耐用年数を15年（建物本体は47年）として減価償却費を計算しているため，北区文化会館より施設規模は若干小さいが，減価償却費負担が北区文化会館より大きくなることにより，結果として数値は大きくなる。

【第2表】利用者数と1人当たり追加コストの推移

(単位:人・円)

事業年度	北区文化会館		歴史博物館		江南区体育施設	
	利用者数	追加コスト円/人	利用者数	追加コスト円/人	利用者数	追加コスト円/人
平成22年度	40,745	3,295	109,643	2,304	483,987	673
平成23年度	53,588	2,528	128,282	1,943	470,610	700
平成24年度	68,986	1,941	136,559	1,813	562,576	569
平成25年度	72,680	1,875	106,799	2,400	556,563	574
H22→H25伸率	178.4%	56.9%	97.4%	104.2%	115.0%	85.3%

【第1図】利用者数と1人当たり追加コスト



(ウ) 体育施設（第1表）（第2表）（第1図）

a 指定管理料に占める市使用料収入の割合は、江南区体育施設では27.4%、秋葉区体育施設では19.6%となる。秋葉区体育施設は平成25年度開設であり、施設の市民周知が図られている過程にあったことから、数値は江南区体育施設と比較すると低い割合となっている。なお、体育施設が文化施設と比べ高い割合となるのは、文化施設はホール等、1日当たりの稼働率に限界があるが、体育施設の場合は健康増進を目的としたトレーニングルーム等の個人利用が多いためと考えられる。

b 利用者一名当たりの市の追加コストでは、江南区体育施設は償却済みの固定資産もあり、また利用者の増加も見られることから数値が低くなる。秋葉区体育施設は平成25年度開設のため減価償却費負担も大きく、江南区体育施設と比較して数値は大きくなる。

イ 各施設における利用促進の取組み

指定管理者へのヒアリング及び資料の閲覧結果は以下のとおりである。

(ア) 文化施設及び博物館

a 秋葉区文化会館は平成25年度（9月）に開設した。自主事業として、鑑賞事業のほか市民参加型のコンサートや地域へのアウトリーチ\*活動等を行なっている。平成25年度のホールの稼働率は46%であった。オープンからの1年（平成25年9月21日からの1年）では旧新津市の人口を上回る利用者があり、施設の周知が図られている。なお、平成26年度の年間利用者数は71,396人であり、平成25年度の利用者数（9月～3月）を、年間分に換算した利用者数78,320人に比べ少ない利用者数となった。今後、いかにリピーターを増やせるかに注力している。

\* 「手を差しのべること」の意。公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

- b 北区文化会館は、自主事業として鑑賞事業のほか、市民参加型のミュージカルやアウトリーチ活動等を行っており、平成 25 年度の施設全体の稼働率は 46% であった。当文化会館の特徴としては、隣接する阿賀野市に大きなホールがなく、市外からの利用者も相当数存在することが推定される。
- c 秋葉区文化会館及び北区文化会館の指定管理者は民間法人である。秋葉区文化会館の代表団体である㈱ケイミックスは、全国で文化施設の指定管理の実績を持ち、そのノウハウを活かした企画を実践している。北区文化会館の代表団体である㈱NKS コーポレーションは、新潟県内の文化施設の指定管理の実績がある。構成団体の㈱コンベンションリンケージは、国際会議等のイベントに実績があり、それらのノウハウを活かした企画を実践している。
- d 歴史博物館については、平成 25 年度においては目玉となる企画展がなく、利用者数の減少となった。常設展ではリピーターが期待できないため、企画展においていかに市民の興味を引くかに注力している。

(イ) 体育施設

- a 江南区体育施設（亀田総合体育館）は、球技場、体育館、プール、トレーニングルーム等からなる総合体育施設である。そのため、利用者は団体及び個人ともに幅広い年代からの利用がある。また、利用者の居住地域は主に江南区であるが、秋葉区、中央区など他の地域からの利用もあり、利用者数は順調に増加している。なお、平成 25 年度までは年間利用料金が市の施設より低額であることが背景にあったが、平成 26 年度から新潟市の体育施設他使用料金の体系が統一されたことから、このことによる今後の利用者の動向を注視する必要がある。
- b 秋葉区体育施設は平成 25 年度（10 月）に開設した。主な施設は体育館、多目的ルームであり、江南区体育施設より施設規模が小さく、主に地元体育協会をはじめ各種スポーツ団体による利用が多い。個人利用では、ランニングやトレーニング機器の利用など、健康増進を主たる目的とする利用が多い。料金体系は、開設当初から平成 26 年度以降適用の市内一律料金体系を予め開設当初から採用している。なお、平成 26 年度の年間利用者数は 112,344 人であり、平成 25 年度の利用者数を、年間分に換算した利用者数 98,252 人に比べ、利用者数は増加している。
- c 指定管理者は、江南区体育施設が新潟市の外郭団体法人、秋葉区体育施設が民間法人である。江南区体育施設の指定管理者である新潟市開発公社は、組織内にスポーツプロモーション課という部署をもち、主たる新潟市の総合体育施設の管理運営も行なっている。そのノウハウを活かした自主事業として、幅広い年代からの利用を促すために各種スポーツ教室の企画を実施している。

秋葉区体育施設を指定管理している代表団体は、全国でコナミスポーツクラブを運営している(株)コナミスポーツ&ライフである。全国でのスポーツクラブの運営、健康・運動指導を通じたフィットネスプログラム開発等のノウハウを活かし、自主事業として他の体育施設では見られないスポーツプログラムを実施している。

#### ウ この項目のまとめ

各種自主事業の実施や利用者アンケートなどから、各施設ともに利用促進に関しての一定の努力がうかがえた。

新潟市の新たな総合計画である「にいがた未来ビジョン」では、目指す都市像に「環境健康都市」、「創造交流都市」などが掲げられ、健幸都市づくり（スマートウェルネスシティ）が進められている。超高齢化が進行するなかで、社会保障関係費は増加を続けており、文化・スポーツ活動を通じた健康寿命の延伸は、新潟市がかかえる長期的な重要課題である。そのため、文化・スポーツを通じた魅力あるまちづくりを通して市民の健康増進や交流人口の増加を図るとともに、利用者ニーズに合ったサービスの提供を行い、施設の利用促進を図ることが、これら指定管理施設の果たす重要な役割と思われる。

指定管理者は市民ニーズを肌で感じることでできる立場にあることから、単なる「施設」の管理ではなく、施設に求められているニーズに対応した企画運営を図る必要がある。

そのためには、所管課との情報交換を密に行い、指定管理者と市の所管課をはじめとする行政の双方が、施設のあるべき方向性を共有することが望まれる。

## (2) 運営上のインセンティブ

### ア 自主事業の収入の帰属について

各施設の自主事業による収入の帰属は以下のとおりである。【第3表】

【第3表】 各施設の自主事業による収入の帰属

		自主事業における指定管理者の収入形態		
		自主事業の種類	参加料(自主事業への参加分)	施設利用料
文化施設等	秋葉区文化会館	・文化事業の実施	指定管理者収入	無料 (施設使用料金内)
	北区文化会館	・文化事業の実施 ・自動販売機等の設置	指定管理者収入	無料 (施設使用料金内)
	新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎(小澤家住宅含む)	・物販 ・自動販売機等の設置	指定管理者収入	無料 (施設使用料金内) 但し、自販機設置の面積分の使用料は新潟市収入
体育施設	江南区体育施設	・健康増進のための教室の実施 ・物販 ・自動販売機の設置	指定管理者収入	個人使用料があるものは新潟市収入 上記以外は参加料に使用料を含ませて、専用利用料として新潟市収入
	秋葉区体育施設	・スポーツ教室の実施	指定管理者収入	新潟市収入

(注)施設使用料金については、施設の一般利用の他に自主事業への参加に伴い別途必要となるもの

(基本協定書、指定管理者業務仕様書から)

イ 数値分析から見たインセンティブの状況について

(ア) インセンティブの状況については以下の指標を用いた。

a 「収入総額に占める自主事業収入比率」

指定管理者の収入となるものを指定管理者収入総額で除した値である。自主事業による収入の増加は指定管理者に帰属するものであることから、指定管理者へのインセンティブ付与の状況を示したものである。

b 「収入総額に占める総事業収支差額比率」

総事業収支差額を指定管理者収入総額で除した値であり、収支差額の創出の割合を示したものである。

(イ) 文化施設及び歴史博物館 (第4表)

a 収入総額に占める自主事業収入比率は、文化施設では秋葉区文化施設は 7.4%、北区文化施設は 11.9%となる。一方、歴史博物館については、市の文化事業として施設が利用されることが主となることから、自主事業比率は他の施設と比較して低い値となっている。



- b 収入総額に占める総事業収支差額比率については、秋葉区文化会館も北区文化会館も自主事業の収支は不採算であり、これを指定管理料と指定管理施設の運営・管理コストの差額の中から補填することによりやりくりしている。(後掲「9 監査対象施設の概要」参照)

なお、歴史博物館については、年度協定書において収支差額にプラスが生じた場合に関しての指定管理料の精算規定がある。その他の施設では精算については規定されていない。

**【第4表】平成25年度 文化施設及び歴史博物館の数値分析によるインセンティブの状況**

			秋葉区文化会館	北区文化会館	新潟市歴史博物館・ 旧新潟税関庁舎(小澤家住宅含む)
収入総額に占める自主事業収入比率	b/a	(%)	7.4	11.9	0.3
収入総額に占める総事業収支差額比率	c/a	(%)	10.5	2.9	▲ 0.0
《基礎値》					
収入総額(*1)	a	(千円)	69,391	104,474	195,801
自主事業収入(*2)	b	(千円)	5,146	12,474	565
総事業収支差額(*3)	c	(千円)	6,747	2,986	▲ 95

(\*1)指定管理者収入総額(収支報告書及び指定管理者提示資料から)

(\*2)指定管理者の収入となるもの(指定管理者提示資料から)

(\*3)指定管理事業+自主事業による収支差額(指定管理者提示資料から)

- (ウ) 体育施設について(第5表)

- a 収入総額に占める自主事業収入比率は文化施設とほぼ同様の比率となっている。
- b 収入総額に占める総事業収支差額比率は2%から5%台であり、これは主に自主事業によるスポーツ教室等から創出される収支差額比率である。

**【第5表】平成25年度 体育施設の数値分析によるインセンティブの状況**

			江南区体育施設	秋葉区体育施設
収入総額に占める自主事業収入比率	b/a	(%)	8.7	6.4
収入総額に占める総事業収支差額比率	c/a	(%)	2.4	5.5
《基礎値》				
収入総額(*1)	a	(千円)	273,701	40,387
自主事業収入(*2)	b	(千円)	23,916	2,587
総事業収支差額(*3)	c	(千円)	6,675	2,213

(\*1)指定管理者収入総額(収支報告書及び指定管理者提示資料から)

(\*2)指定管理者の収入となるもの(指定管理者提示資料から)

(\*3)指定管理事業+自主事業による収支差額(指定管理者提示資料から)

#### ウ この項目のまとめ

指定管理者へのヒアリングでは、収支差額がプラスとなることで、次期更新時の指定管理料に影響を及ぼすのではないかと、という不安の中で施設運営が行われている側面も見られた。

指定管理者の有する技術力やノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るためには「利益の創出」という原動力が有効であると考えられる。特に民間法人に対して利益創出のためのインセンティブを付与することについては、具体的な検討が望まれる。

ただし、歴史博物館のように施設設置の主目的が歴史的特性の展示・啓発や歴史的資料の適切な保管という施設もあるため、全ての指定管理者に当てはまるものではない。

なお、指定管理者が公益法人の場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第6号のいわゆる「収支相償」規定があり、公益目的事業収入がその実施に要する費用を超えてはならないことになっているが、利益が出た場合であっても公益目的事業に係る特定の費用のための準備資金等とすることは否定されていない。

一方、利益創出のインセンティブは、指定管理者が利益創出に過度な力点を置き、本来の業務に必要な経費をかけなくなることによって住民サービスの低下を招くという恐れもあるため、利益創出のインセンティブの付与と同時に、所管課による指定管理者ごとの収支内容についての適切な評価が求められる。

今回の監査では、所管課による月次及び年次報告書の確認状況の閲覧で、指定管理者から提出された報告書を形式的に受領しているだけと思われる状況も見受けられたため、所管課による指定管理者への評価体制について、再確認の必要がある。

### (3) 経費の削減

#### ア 数値分析から見た経費の発生状況について（第6表）

経費の発生状況については、収入総額に対する主要な経費の割合を示したものである。

各施設とも電気料金の上昇等、その時々々の外部環境に応じて負担の増加となる支出項目、あるいは負担の削減が可能な支出項目が発生している状況にある。特に江南区体育施設ではプールがあることから、光熱水費割合は他の施設と比較して高い割合となっている。

【第6表】平成25年度 数値分析による経費の発生状況

			秋葉区文化会館	北区文化会館	新潟市歴史博物館・ 旧新潟税関庁舎(小澤家住宅含む)
収入総額に占める人件費の割合	b/a	(%)	29.2	39.8	27.4
収入総額に占める委託費の割合	c/a	(%)	20.7	17.9	45.5
収入総額に占める水道光熱費の割合	d/a	(%)	13.5	12.5	15.2
収入総額に占めるその他経費の割合	e/a	(%)	26.8	27.1	11.9
《基礎値》					
収入総額(*1)	a	(千円)	69,391	104,474	195,801
支出総額(*1)		(千円)	62,644	101,488	195,896
人件費	b	(千円)	20,277	41,531	53,691
委託費	c	(千円)	14,389	18,653	89,181
水道光熱費	d	(千円)	9,363	13,034	29,751
その他経費	e	(千円)	18,615	28,270	23,272

			江南区体育施設	秋葉区体育施設
収入総額に占める人件費の割合	b/a	(%)	33.7	42.6
収入総額に占める委託費の割合	c/a	(%)	18.4	15.1
収入総額に占める水道光熱費の割合	d/a	(%)	24.6	16.4
収入総額に占めるその他経費の割合	e/a	(%)	20.8	20.5
《基礎値》				
収入総額(*1)	a	(千円)	273,701	40,387
支出総額(*1)		(千円)	267,026	38,174
人件費	b	(千円)	92,304	17,189
委託費	c	(千円)	50,436	6,090
水道光熱費	d	(千円)	67,382	6,629
その他経費	e	(千円)	56,903	8,266

(\*1)指定管理者収支報告書から

#### イ 経費削減の取組み

指定管理者へのヒアリング及び資料の閲覧結果、経費削減の取組みについては以下のとおりである。

##### (ア) 文化施設・歴史博物館

電気料金が上昇したことにより、利用者の満足度を落とさない程度で節電の取組みを実施している。

##### (イ) 体育施設

文化施設同様、電気料金の上昇による経費増加となり、節電の取組みを実施している。なお、江南区体育施設では、ESCO事業のモデル施設として平成28年度からガスコーディネーションの導入や、照明をLED化するなどの環境に配慮した事業の取組みが行われている。

#### ウ この項目のまとめ

各施設とも外部環境の変化に対応した経費削減対策を実施しており、努力が認められた。なお、平成25年度開設の秋葉区文化会館及び体育施設は、開設して間もないことから今後の指定管理期間における経費削減への努力が望まれる。

経費削減は指定管理者制度導入の目的の一つである。しかし、過度に経費削減を課してしまうと住民へのサービス低下につながる可能性があることには留意しなければならない。限られた予算の中でいかにサービスの量や質を高めるか、そのために指定管理者からの提案をどのように引き出すかについて、所管課は改めて検討することが望まれる。

#### (4) 労務管理

ア 各施設の数値分析から見た人件費の状況について（第7表）

(ア) 人件費の状況については以下の指標を用いた。

「職員一人当たりの人件費」

人件費が適切な水準にあるかを示したものである。

(イ) 各施設とも、指定管理団体の給与規定に基づき支給されている。

各施設の一人当たりの年間人件費は、いずれも3百万円台と算定され、給与水準はいずれの施設もおおむね同水準であった。

**【第7表】 平成25年度 人件費の状況**

		秋葉区文化会館(※)	北区文化会館	新潟市歴史博物館・ 旧新潟税関庁舎(小 澤家住宅含む)
職員一人当たり人件費	b/c (千円)	3,476	3,611	3,356

《基礎値》

人件費(*1)	b (千円)	20,277	41,531	53,691
職員数(*2)	c (人)	9 (7)	15 (11.5)	19 (16)
正職員(嘱託)	(人)	5	8	13
臨時(非常勤)	(人)	4	—	6
パート	(人)	—	7	—

		江南区体育施設	秋葉区体育施設(※)
職員一人当たり人件費	b/c (千円)	3,419	3,223

《基礎値》

人件費(*1)	b (千円)	92,304	17,189
職員数(*2)	c (人)	30 (27)	14 (8)
正職員(嘱託)	(人)	5	2
臨時(非常勤)	(人)	19	—
短時間(アルバイト)	(人)	6	12

※平成25年度に開設し指定管理期間は6月からのため年換算して算定している。

(\*1)指定管理者収支報告書から

(\*2)(\*)は臨時(非常勤)及び短時間(パート、アルバイト)職員についての一人当たりの人件費の算定にあたっては0.5人としている。

また、委託料等で計上されている人員分は算定上除いてある。

#### イ 勤怠管理及び給与支払管理の閲覧

(ア) いずれの施設においても、出勤簿による勤怠管理が適切に実施されていた。また、給与台帳による支払管理が適切に行われていた。

(イ) パート、アルバイト等の時間給職員については、新潟県の最低賃金を下回る設定となっている事案は認められなかった。

#### ウ 人事管理

各施設でのヒアリングにおいては、「本来は常勤の正職員を増やしたいが、指定管理期間が5年と有期であり、指定管理期間終了後に引き続き指定管理者となる保証がないことから、正職員の採用を躊躇してしまい、パート、アルバイト等の時間給職員に頼らざるを得ない」という共通した内容の回答であった。

#### エ この項目のまとめ

指定管理制度は経費の削減を目的の一つとしているため、労働環境に影響を及ぼしているのではないかと懸念があったが、今回の監査においては労働条件等での不適切な労務管理は認められなかった。

ただし、上記の人事管理における記述のとおり、指定管理者による正職員の採用が躊躇されているという状況が認められた。指定管理者の業務レベルを向上させ、施設でのサービス向上を実現するためには職員の安定雇用の促進がポイントであると考えられることから、今後とも検討が必要である。

### (5) 会計処理及び報告

出納関係の帳簿・領収書等の整備保存については、いずれの施設も概ね適切であったが、以下のことが確認された。

#### ア 間接費について

江南区体育施設及び秋葉区体育施設では、指定管理代表団体の本部事務所において指定管理施設職員の給与計算等の事務を行っていることから、収支計算書において公社手数料、事務手数料という支出項目で指定管理代表団体本部への間接費の支払計上が行われていた。間接費の計上自体は問題とはならないが、間接費算定の根拠が明確ではなかった。

#### イ 収支報告書について

新潟市のホームページ上で公開されている各施設の収支報告書については、収入と支出の内容が大まかなくりの様式（収入であれば指定管理料のみ、支出であれば人件費、物件費）と詳細に区分されているものが混在し、様式の統一がなされていない。

#### ウ この項目のまとめ

収支報告書は「決算書」であり、指定管理の資金・用途を明瞭にすることにより、指定管理料に係る収入支出の適切な執行が行われていることを評価するためのものである。

例えば、間接費の見積もりに客観性が認められない場合は、間接費の計上額を恣意的に操作できてしまう恐れがあり、指定管理者の努力の適否を判断する指標となる収支差額を正しく評価することができなくなることにつながりかねない。間接経費の配賦基準を全ての施設に一律の基準で決定することは難しいが、モニタリングを行ううえで、所管課と指定管理者との協議等により施設ごとに客観的な基準を明確にしたうえで、会計処理を行う必要がある。

また、収支報告書は市民に公表されているものであることから、基本的な様式は統一されることが望まれる。

### (6) 関係法令等に基づく履行

#### ア 協定書等

(ア) いずれの施設においても、条例等の設置目的に沿った年度協定書及び基本協定書は策定されていた。運用状況においても重要な不備は認められなかった。

(イ) 指定管理業務においては、原則として再委託は基本協定上禁止されている。ただし、特殊な、あるいは専門的な業務については、例外として新潟市の承認を受けたうえで第三者へ委託することが認められている。再々委託については例外なく禁止であるが、秋葉文化会館及び北区文化会館の再委託契約書に再々委託を認める条項が記載されていた。これは一般的な契約書のひな形を使用したためと考えられる。なお、実際に業務の再々委託が行われている事案は認められなかった。

#### イ この項目のまとめ

監査の結果、重要な指摘すべき事項は認められなかったものの、上記のとおり再委託契約書の内容について所管課によるチェック体制が不十分である事案が見られた。契約書等の内容は、後日の紛争を予防するために重要なものであることから、所管課は書面の重要性を理解したうえで、内容について適切に確認することが必要である。

### (7) 施設の維持管理

#### ア 各施設の施設管理ルールについて（第8表）

(ア) いずれの施設も、改修・増築・移設については新潟市が負担をすることとし、修繕については施設ごとの金額基準等により経費負担者が決められている。

(イ) 指定管理業務に必要な不可欠な備品は、市が調達することになっているが、指定管理者が調達した備品については、いずれの施設においても指定管理者に帰属することとなっている。

【第8表】各施設の施設管理ルール

	管理施設の改修等	備品	消耗品
秋葉区文化会館	《改造、増築、移設》 ・法令または市の施策等によるものは新潟市 ・利用者サービスの向上や施設管理の利便性向上のための指定管理者の発意によるものは指定管理者 《修繕》 ・管理施設→20万円以上は新潟市。20万円未満は指定管理者 ・備品→10万円以上は新潟市と指定管理者で協議	新潟市による無償貸与	指定管理者による購入又は調達
北区文化会館	《改造、増築、移設》 ・新潟市 《修繕》 ・管理施設→20万円以上は新潟市。20万円未満は指定管理者 ・備品→10万円以上は新潟市と指定管理者で協議	同上	同上
新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎(小澤家住宅含む)	《改造、増築、移設》 ・新潟市 《修繕》 ・管理施設→10万円以上は新潟市。10万円未満は指定管理者 ・備品→10万円以上は新潟市と指定管理者で協議	同上	同上
江南区体育施設	《改造、増築、移設》 ・新潟市 《修繕》 ・指定管理料の範囲で指定管理者	同上	同上
秋葉区体育施設	《改造、増築、移設》 ・新潟市 《修繕》 ・管理施設→10万円以上は新潟市。10万円未満は指定管理者 ・備品→新潟市と指定管理者で協議	同上	同上

(基本協定書、リスク分担表から)

イ 数値分析からみた施設の維持管理状況について(第9表)

(ア) 施設の維持管理状況については以下の指標を用いた。

a 「収入総額に占める修繕費の割合」

施設の維持・保全等に対応するための修繕費の必要性を示したものである。

b 開設時期が古い施設(江南区体育施設)ほど、施設の老朽化等に伴う修繕費等の負担が発生している。

【第9表】平成25年度 数値分析による施設管理等状況

			秋葉文化会館	北区文化会館	新潟市歴史博物館・ 旧新潟税関庁舎(小 澤家住宅含む)
収入総額に占める修繕費の割合	b/a	(%)	0.0	0.0	0.3

《基礎値》

収入総額(*1)	a	(千円)	69,391	104,474	195,801
修繕及び工事請負費(*1)	b	(千円)	20	17	636

			江南区体育施設	秋葉区体育施設
収入総額に占める修繕費の割合	b/a	(%)	4.5	0.3

《基礎値》

収入総額(*1)	a	(千円)	273,701	40,387
修繕及び工事請負費(*1)	b	(千円)	12,436	105

(\*1)指定管理者収支報告書から

(イ) 施設の維持管理の取組み

指定管理者へのヒアリング及び備品の現物確認の結果は以下のとおりである。

- a いずれの施設も、新潟市所有の備品については指定管理施設で資産台帳が備え付けられ、また、資産番号を付したシールも貼り付けられており、適切に管理されていた。
- b 秋葉区文化会館では、指定管理者の構成団体であるシステム関連会社が、独自にICタグを利用して備品管理を実施していた。この方法は備品の現物確認を短時間で行うことができ、効率的な手法である。

ウ この項目のまとめ

前述のとおり、各施設における少額な修繕は指定管理者の負担となっている。施設の維持管理では予想外の対応が必要となる場合や、費用が想定以上となる場合も考えられることから、指定管理者は施設の現況について所管課への定期的な報告を行い、併せて所管課は定期的に施設の視察を実施するなど、日頃から現状の確認を行うことが必要である。たとえ新しい施設であっても指定管理者は将来の修繕を懸念しており、今後とも指定管理者と所管課の連携は重要である。

また、施設の改修及び増築等の比較的大きな修繕は新潟市の負担となっているが、指定管理者が建物の設計に関わっていないことから、今回の監査では実際の施設の運用にあたり、レイアウト上（構造上）の問題点に直面しているという事案が見られた。例えば、北区及び秋葉区文化施設でのトイレの位置や数の不足などであるが、これらには、手作りの案内サインや誘導看板などで対応していた。

今後、指定管理者と所管課による十分な協議を行うなかで、住民サービスの向上に欠かせないものについては、改修や増設も検討する必要があると思われる。



## 8 個別検出事項

### (1) 秋葉区文化会館

ア 指定管理者（トールツリーグループ）に関する事項

(ア) 再々委託契約について

検出事項	改善策等
グループの代表団体である(株)ケイミックスによる再委託契約書において、再々委託を認める条項が記載されていた（舞台音響設備保守点検契約ほか）。	再々委託は施設管理の丸投げ等を防止する観点から禁止事項である。実際には再々委託は認められなかったが、契約上で再々委託が可能となる条項を付していることは望ましくない。 次期契約から当該条項を削除すべきである。

(イ) 収支決算書について

検出事項	改善策等
出納帳簿から収支決算書を作成する過程において収支科目の組替処理が行われていたが、組替処理は属人的に行われており、その根拠となる組替表の作成は行われていなかった。	収支決算書は適正に作成し表示される必要がある。内部の決算報告体制において適正性を判断するためにも、収支決算書の作成過程の根拠となる組替表を作成することが望まれる。

イ 所管課（秋葉区地域課）に関する事項

該当なし

### (2) 北区文化会館

ア 指定管理者（NKS・ハピスカとよさか・コンベンションリンクージ共同事業体）に関する事項

(ア) 再々委託について

検出事項	改善策等
グループの代表団体である(株)NKS コーポレーション新潟支店による再委託契約書において再々委託を認める条項が記載されていた（舞台機構装置保守点検契約ほか）。	再々委託は施設管理の丸投げ等を防止する観点から禁止事項である。実際には再々委託は認められなかったが、契約上で再々委託が可能となる条項を付していることは望ましくない。 次期契約から当該契約条項を削除すべきである。

(イ) 有価物管理について

検出事項	改善策等
小口現金は別室の金庫に保管してあったが、日中は金庫の鍵は差したままになっており、管理者に限らず誰でも取り扱える状況であった。また、換金性の高い切手等は受払簿で管理され、残数は常時確認されていたが、保管場所が鍵のかからないレターケースであり、誰でも取り扱える状況であった。	一般に換金性の高い有価物や現金は不正リスクが高く、個人使用の流用等を防止する観点から、有価物及び現金の管理体制の見直しを行うことが望まれる。

(ウ) 書類管理について

検出事項	改善策等
指定管理に係る委託契約書類が、年度、簿冊、保管場所（施設と事業体本部）ともに分散しており、体系的に整理・保管されていなかった。 また、委託契約書等に、契約日の記載のないものや鉛筆書き等、不備のあるものが散見された。	契約書等の重要な書類は、業務実施の条件及び実在性を証明するものであり、記すべき事項は網羅的に記載することが求められる。また、業務の効率化の観点から、適時に閲覧可能となるように書類は秩序整然と保管する必要がある。 重要な書類の取り扱い及び管理方法について見直しすることが望まれる。

(エ) 収支決算書について

検出事項	改善策等
収支決算書において、人件費の決算額が予算と一致していた。 これは年度計画人件費の月割額を指定管理料から社員が属する構成団体に月次で振込みをしており、月次振込額を実際人件費として計上しているためである。	収支決算書の決算額は予算額と対比することで、将来の収支運用計画を合理的に立案することに資する目的がある。そのため左記のような処理を行っている場合には目的を果たすことはできない。 また、このような計上を行うと、収支差額が指定管理者の努力による効果かどうか、その適否を評価することは難しい。以上のことから、決算額の人件費は実績額を計上する必要がある。

イ 所管課（北区地域課）に関する事項

該当なし

### (3) 歴史博物館等

#### ア 指定管理者（新潟市芸術文化振興団）に関する事項

##### (ア) 委託契約書について

検出事項	改善策等
委託先の代表者が変更となったため、契約書と請求書の代表者名が相違しているものがあった。	契約書における責任関係を明確にするため、代表者変更に伴う手続きが完備されることが望まれる。

##### (イ) 有価物管理について

検出事項	改善策等
換金性の高い切手等の保管場所は施錠管理されていなかった。また、受払簿を作成されているものの、残高管理は行われていなかった。	一般に換金性の高い有価物は不正リスクが高い。そのため、個人の流用等を防止する観点から、有価物の管理体制の見直しを行うことが望まれる。

##### (ウ) 指定管理料について

検出事項	改善策等
指定管理料が指定管理団体の口座に一旦振り込まれ、指定管理団体で一括処理した人件費相当分を控除した額が、指定管理施設で管理する口座に振込まれていた。人件費相当分を控除することは合理的な理由があると認められるが、控除額の算定根拠が明確でなかった。	当該指定管理団体は他にも複数の施設の指定管理団体となっており、控除額の客観性が認められない場合、指定管理料の用途が不明瞭となるおそれがある。指定管理料の用途を明確にするため、控除額については明確な算定基準を作り出納管理を行うことが望まれる。

##### (エ) 使用料について

検出事項	改善策等
歴史博物館の入館料は、日報及びレシート等と使用料を照合し副館長までの決裁を受ける統制行為がある。一方で指定管理施設の1つである「旧小澤家住宅」で発行する指定管理施設のセット入館券の使用料は「旧小澤家住宅」の報告を受けているのみで、使用料については、日報及びレシートとの照合を行う等の統制行為が行われていなかった。	一般に使用料（入金額）については横領等不正が発生するリスクが高い。そのため、使用料は日次で取扱い担当者以外の者による日報及びレシート等との照合を図る統制行為を実施することが望まれる。

#### イ 所管課（歴史文化課）に関する事項

該当なし

#### (4) 江南区体育施設

ア 指定管理者（新潟市開発公社・愛宕商事共同事業体）に関する事項

(ア) 有価物管理について

検出事項	改善策等
小口現金・切手は金庫に保管されていたが、金庫の鍵は常時職員のだれもが使用できる状況にあった。	不正防止の観点から、金庫の開閉は管理者等のみが可能な管理体制とすべきである。

(イ) 収支決算書について

検出事項	改善策等
収支決算書の支出科目である公社手数料は指定管理団体の事務手数料との説明を受けたが、算定根拠が明確でなかった。	収支決算書において、算定根拠が不明確な計上が行われている場合、収支差額が指定管理者の経営努力による効果かどうか、その適否を評価することは難しい。 そのため、事務手数料については、実態に即した合理的な算定基準を設けることが望まれる。

(ウ) 消耗品購入について

検出事項	改善策等
平成 26 年 4 月 25 日払いの請求書に、あまり取引のない Y 社から 21 件の消耗品購入が認められた。予算消化のための期末購入との疑念がある。	消耗品購入等の支出は、計画に沿った必要の都度行われるべきであり、予算消化と疑われるような取引は行わないことを徹底する必要がある。

(エ) 支払処理について

検出事項	改善策等
5 月分の請求が 6 月の請求と合わせて 7 月に支払が行われていた。5 月分の事務処理が遅延した可能性がある。	取引上のトラブルを避ける観点から、支払業務は支払条件等に基づき適時適切に行うことが望まれる。

(オ) 委託料について

検出事項	改善策等
委託料の M 社への保守点検費が、契約書 10 条第 2 項（30 日以内支払）に違反していた。	取引上のトラブルを避ける観点から、支払業務は支払条件等に基づき適時適切に行う必要がある。

(カ) 購入品の請求書について

検出事項	改善策等
指定管理団体用の請求書を使用しているが、それらに請求日付が記載されていないかった。	購入品の請求書日付は、実際に納品またはサービスの提供を受けた時点を確認させ、金額の正確性を確認する根拠となることから、請求書への日付記載を徹底する必要がある。

(キ) 検収処理について

検出事項	改善策等
平成26年3月31日にプロパー社員が検収している証憑があったが、当日は休館日であり当該プロパー社員は休みであった。実態のない検収処理が行われていた。	検収日は物品等の納入日及び役務提供完了日となる。支出の期間帰属を適切に行う観点から、検収処理の徹底を図る必要がある。

イ 所管課（江南区地域課）に関する事項  
該当なし

(5) 秋葉区体育施設

ア 指定管理者（あきはKCKライフパートナーズ）に関する事項

(ア) 収支決算書について

検出事項	改善策等
収支計算書の支出項目の本社管理費は指定管理代表団体の事務手数料との説明を受けたが、算定根拠が明確でなかった。	収支決算書において、算定根拠が不明確な計上が行われている場合、収支差額が指定管理者の企業努力による効果かどうか、その適否を評価することは難しい。 そのため、事務手数料については、実態に即した合理的な算定基準を設けることが望まれる。
当指定管理施設は事業所税の対象外事業所であったが、収支決算書の支出科目である租税公課に事業所税の計上がされていた。 なお、上記記載誤りについては直ちに修正された。その結果、修正後収支計算書では収支差額が2,212千円（修正前△240千円）の発生となる。	基本協定書44条では、管理運営業務の経理処理を厳正に行う旨が記載されている。 左記の当該検出事項については、指定管理者の内部統制（収支決算報告プロセス）に軽微な不備があると判断でき、次期以降、経理体制において収支決算報告プロセスの再確認及び改善が望まれる。

イ 所管課（秋葉区地域課）に関する事項

(ア) 徴収事務委託証について

検出事項	改善策等
徴収事務委託証に市長印の押印がなかった。	施設利用者が使用料を納入する際に不安や疑念を持たれないよう、適正な委託証を掲示するなど、適切な事務処理を行うよう、所管課は指定管理者に指導すべきである。

(イ) 再委託承認申請書について

検出事項	改善策等
再委託承認申請書の提出がなく、承認書の交付もなされていなかった。	再委託は原則禁止であるが、特殊・専門性の高い業務については市の承認により再委託を行わせることとしている。市民サービスの向上のため、再委託業務の内容や再委託先の履行能力を確認することなど、不適切な再委託を防止する観点から、所管課は適時・適切な事務処理を行う必要がある。

(ウ) 指定管理者名の表示について

検出事項	改善策等
指定管理者名の表示が行われていなかった。	施設利用者に対し、市が設置した施設であることや、指定管理者が管理運営している旨を明確にするため、適切な事務処理を行うよう、所管課は指定管理者に指導すべきである。

(エ) 収支決算書について

検出事項	改善策等
上記指定管理者の計上誤りのチェックもれがあった。	収支決算書をチェックすることは、その指定管理施設の経費の適正規模を知るうえで重要な判断材料となる。そのため、所管課は収支決算書の評価を適切に実施する必要がある。

## 9 監査対象施設の概要

### (1) 秋葉区文化会館

施設名	新潟市秋葉区文化会館		
管理者名	トールツリーグループ	担当課	秋葉区地域課
所在地	新潟市秋葉区新栄町4番23号		
根拠法令	—		
設置条例	新潟市秋葉区文化会館条例		
指定管理者の指定方法	公募		
指定管理期間	平成25年6月1日～平成30年3月31日		
平成25年度指定管理料	64,191,700円		
施設概要	敷地面積：17,165.34㎡ 建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：2,997.36㎡ 諸室：ホール(496席)、練習室1・2、スタジオ、楽屋兼会議室1・2、控室兼会議室		
<b>施設設置目的</b>			
地域における文化活動及び芸術活動の拠点として、市民に音楽、演劇等の鑑賞の機会を提供し、並びに市民の文化活動及び芸術活動を支援することにより、これらを通じた市民相互の交流を推進し、及び地域文化の振興を図ること。			

### (2) 北区文化会館

施設名	新潟市北区文化会館		
管理者名	NKS・ハピシカとよさか・コンベンションリンケージ 共同事業体	担当課	北区地域課
所在地	北区東栄町1丁目1番5号		
根拠法令	—		
設置条例	新潟市北区文化会館条例		
指定管理者の指定方法	公募		
指定管理期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日		
平成25年度指定管理料	91,550,000円		
施設概要	建築年 平成22年 敷地面積 24,520㎡ 建築面積 4,427㎡ 延床面積 4,708㎡ 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造・鉄筋コンクリート造)2階建 ホール(収容人数549人。ほか身障者スペース8席)、練習室4、楽屋3、保育室、会議室 他 敷地内施設 駐車場(314台)、園路、広場、植樹帯など		
<b>施設設置目的</b>			
音楽、演劇等の鑑賞又は創作活動の機会を提供し、もって市民の芸術文化活動の発展に資するため、新潟市北区文化会館を設置する。			

(3) 歴史博物館等

<b>施設名</b>	①新潟市歴史博物館、旧新潟税関庁舎等 ②新潟市文化財小澤家住宅		
<b>管理者名</b>	(公財)新潟市芸術文化振興財団	<b>担当課</b>	歴史文化課
<b>所在地</b>	①新潟市中央区柳島町2-10ほか ②新潟市中央区上大川前通12番町2733番地		
<b>根拠法令</b>	①博物館法、文化財保護法 ②文化財保護法		
<b>設置条例</b>	①新潟市歴史博物館条例、旧新潟市税関庁舎等管理条例 ②新潟市文化財旧小澤家住宅条例		
<b>指定管理者の指定方法</b>	非公募		
<b>指定管理期間</b>	平成23年4月1日～平成28年3月31日		
<b>平成25年度指定管理料</b>	219,036,530円(旧小澤家住宅含む)		
<b>施設概要</b>	<p>①新潟市歴史博物館 敷地面積 22,344㎡(旧新潟税関庁舎等含む) 施設 博物館本館(延床面積5,508㎡):常設展示室、企画展示室、体験の広場 他 登録文化財旧第四銀行住吉町支店(延床面積920㎡) 屋外施設:広場、堀、園路、駐車場他 旧新潟税関庁舎等 施設 重要文化財旧新潟税関庁舎(延床面積398㎡)、石庫、史跡旧新潟税関</p> <p>②新潟市文化財小澤家住宅 敷地面積 1,638.30㎡ 施設 木造2階建て(延床面積869.83㎡)離れ座敷、道具蔵、次ノ間、寝間、藤ノ間、座敷、仏間、茶ノ間、百合ノ間、情報案内所、2階座敷他、庭園</p>		
<b>施設設置目的</b>			
①新潟地域の歴史的特性を明らかにし、市民の歴史に対する理解を深めるとともに、歴史を媒介とした市民交流を行うことにより、市民の社会的活動及び文化的活動に寄与することを目的として設置する。		②旧小澤家住宅を活用し、みなとまちとして発展してきた本市の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報を広く提供するとともに、それらを通じて市民相互を推進し、市民文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的として設置する。	



(4) 江南区体育施設

<b>施設名</b>	新潟市江南区体育施設等(亀田総合体育館など)		
<b>管理者名</b>	新潟市開発公社グループ	<b>担当課</b>	江南区地域課
<b>所在地</b>	新潟市江南区芽野山3丁目1番13号		
<b>根拠法令</b>	地域教育行政の組織及び運営に関する法律・スポーツ基本法		
<b>設置条例</b>	新潟市体育施設条例		
<b>指定管理者の指定方法</b>	公募		
<b>指定管理期間</b>	平成21年4月1日～平成26年3月31日		
<b>平成25年度指定管理料</b>	249,784,245円		
<b>施設概要</b>	竣工年月日 平成8年4月28日 敷地面積 総合運動公園全体 76,070㎡ 体育館用地分 38,400㎡ 建築面積 7,238㎡ 延床面積 9,618㎡ 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建・塔屋2階建 主要施設 メインアリーナ(バスケットボール2面/バレーボール2面/ 卓球32台/バドミントン8面) サブアリーナ(バスケットボール1面/バレーボール2面/卓球16台/ バドミントン4面) 室内温水プール(25m×6コース・幼児用・低学年・ 着水プールウォータースライダー1基) トレーニングルーム(トレーニング機器各種) ランニングコース(1周 185m) 屋外テニスコート(砂入れ人工芝 照明付 3面) 観覧席 固定 708席・会議室・ミーティングルーム・医務室等		
<b>施設設置目的</b>			
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置			

(5) 秋葉区体育施設

<b>施設名</b>	①秋葉区総合体育館 ②新津武道館		
<b>管理者名</b>	あきはKCKライフパートナーズ	<b>担当課</b>	秋葉区地域課
<b>所在地</b>	新潟市秋葉区沖伯程島2009番地		
<b>根拠法令</b>	スポーツ基本法		
<b>設置条例</b>	新潟市体育施設条例		
<b>指定管理者の指定方法</b>	公募		
<b>指定管理期間</b>	平成25年8月1日～平成30年3月31日		
<b>平成25年度指定管理料</b>	37,800,000円		
<b>施設概要</b>	①秋葉区総合体育館 延床面積 約5,979.69㎡ 建築構造 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 主な施設内容(構成施設の内容) 大体育室 2,100㎡ トレーニングルーム 100㎡ 多目的ルーム 180㎡ ②新津武道館 延床面積 約1,397.09㎡ 建築構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建 主な施設内容(構成施設の内容) 演武場 940.8㎡		
<b>施設設置目的</b>			
①スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。		②スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。	